幼児等の保護者の皆さんへ

▼問合せ　子育て支援課保育係☎（375）8111（内線3312）

●私立幼稚園等園児保護者補助金の申請について

本年度、市内在住幼児の在籍を確認した市内・市外の私立幼稚園等へ申請書を送付しました。手続きをしていない場合は、早急に子育て支援課へ申請してください。

※幼稚園等に申請書がない場合は、子育て支援課へ要問い合わせ

▽対象　市内に住民登録または外国人登録している、私立幼稚園または東京都が認定する幼稚園類似施設あるいは市が認定する幼児教育施設に在籍中の満3歳児・3歳児（年少）・4歳児（年中）・5歳児（年長）の保護者

▽交付額　左表のとおり

▽交付時期　4月～9月分は10月末日、10月～翌年3月分は3月末日に指定した金融機関口座へ振り込み

●在宅幼児教育助成補助金の申請について

該当する方で補助金の交付を希望する方は、子育て支援課へ申請してください。また、昨年度申請した方も新たに申請が必要です。

▽対象　幼稚園や保育園等に通っていない4歳児（平成12年4月2日～13年4月1日生まれ）・5歳児（11年4月2日～12年4月1日生まれ）の保護者

▽交付額　幼児1人当たり月額2千700円

▽交付時期　4月～9月分を10月末日に指定した金融機関口座へ振り込み

※転入者は転入月の翌月から交付対象

●私立幼稚園預かり保育事業補助金を新たに交付します

市は4月から、市内私立幼稚園へ通園する市内在住の園児の保護者が、各幼稚園の預かり保育を利用し、預かり保育料を支払った場合、補助金を交付することになりました。

▽交付額　園児1人当たりの預かり保育料月額の20％（上限は2千円）

▽交付時期　4月～9月分は10月末日に、10月～翌年3月分は4月末日に指定した金融機関口座へ振り込み

▽申請　申請書に必要事項を記入・押印し、各幼稚園へ

※該当者に対し、4月～9月分の申請書を9月中に各幼稚園を通して配布

※預かり保育を実施していない幼稚園もあります

●幼稚園就園奨励費補助（入園料・保育料の減免）の申請について

市は、幼稚園へ通園している幼児の保護者に対し、所得に応じ当該年度の入園料・保育料の一部減免（免除）を行う制度を設けています。減免額等は左表のとおりです。

申請書は、各幼稚園から配布しましたが、市外の幼稚園へ通園している方で申請書がない場合は、子育て支援課へ連絡してください。

※保育料等の減免は、幼稚園の設置者が実施

▽対象　次のすべての条件を満たす方①多摩市に住民登録または外国人登録している方②平成17年4月1日現在、満3歳から満5歳または17年度中に満3歳の誕生日を迎える幼児を、認可された幼稚園の正規課程へ通園させている保護者③左表の条件に該当する方

▽申請　私立幼稚園に在園の対象者は、申請書「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入・押印し、各幼稚園へ

※市立多摩幼稚園に通園している方へは、9月にお知らせを配布

▼私立幼稚園等園児保護者補助金交付額表

	私立幼稚園・幼稚園類似施設		幼児教育施設
	補助基準	補助金（月額）	補助金（月額）
イ	平成17年度の市民税が非課税の世帯	第1子・第2子以降共8,900円以内	一律2,700円以内
	生活保護世帯		
	平成17年度の市民税の所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税）		
ロ	平成17年度の市民税の所得割課税額が17,200円以下の世帯	第1子・第2子以降共7,200円以内	
ハ	平成17年度の市民税の所得割課税額が124,400円以下の世帯	第1子6,200円以内、第2子以降7,200円以内	
ニ	平成17年度の市民税の所得割課税額が162,000円以下の世帯	第1子5,100円以内、第2子以降7,200円以内	
ホ	上記イ・ロ・ハ・ニに該当しない世帯	第1子・第2子以降共2,700円以内	
	平成17年度の市民税の確認ができない世帯		

▼幼稚園就園奨励費補助減免額・対象条件等

対象条件			減免（補助）限度額（年額）		
			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児（第3子以降）
公立幼稚園	①	平成17年度の市民税が非課税となる世帯及び生活保護世帯	20,000円	43,000円	65,000円
	②	平成17年度の市民税の所得割課税額が0円（均等割のみ課税）となる世帯			
私立幼稚園	①	平成17年度の市民税が非課税となる世帯及び生活保護世帯	139,100円	197,000円	254,000円
	②	平成17年度の市民税の所得割課税額が0円（均等割のみ課税）となる世帯	105,400円	177,000円	247,000円
	③	平成17年度の市民税の所得割課税額が17,200円以下の世帯	80,800円	162,000円	242,000円
	④	平成17年度の市民税の所得割課税額が124,400円以下の世帯	56,800円	147,000円	237,000円

※減免（補助）額については、当該年度の入園料及び保育料の合計額のため、限度額以下となる場合有

※世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算

夏休みは交通事故に注意しましょう

夏休みは、子どもたちが保護者等の監督下から離れ、一人または友達同士で行動することが多くなり、交通事故が心配な時期です。夏休みを楽しく過ごすためにも、交通ルールを守り、事故に遭わないように注意しましょう。

●道路を歩くときは、よそ見をしたり、ふざけたり、道いっぱいに広がらないようにしましょう

●道路を渡るときは、横断歩道か歩道橋を渡りましょう。信号が青になってすぐに渡ると危険です。左右の安全を確認し、車が止まっているのを確かめてから渡りましょう

●自転車に乗るときは交差点や道路の曲がり角で必ず一時停止して、安全を確かめましょう。二人乗りなどの危ない乗り方はやめましょう。暗くなってきたら必ずライトをつけましょう

▽問合せ　多摩中央警察署☎（375）0110、市役所道路交通課交通担当☎（38）6826

駐輪場を利用しましょう

自転車・バイクは、身近な乗り物ですが、歩道に放置されていると、高齢者や障がいのある方などが、安心して通行できなくなってしまいます。

安全で快適な環境づくりのために、駐輪場を利用しましょう。

学生の皆さんへ　駐輪場を長期の置き場にしないでください

夏休みなどの長期の休み期間中は、自転車・バイクを駐輪場に置いたままにせず、自宅へ持ち帰ってください。駐輪場内に自転車・バイクを放置すると、多くの方の迷惑となるばかりでなく、盗難やいたずらを助長することにもなります。駐輪場内の長期放置自転車等は、一定期間警告をした後、撤去します。

▼問合せ　道路交通課交通担当☎（338）6826

ふれあいせんとう

7月26日㈫は「ふろの日」

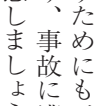

ふれあいせんとうは、市内公衆浴場の維持存続とコミュニティの推進等を目的として実施しています。

市民の皆さんは、無料でご利用いただけます。

▽時間　午後3時～11時

▽場所　立花浴泉（一ノ宮3－6－5）

▽問合せ　生活文化課生活係☎（338）6803

マンション管理セミナー　あなたのマンション生活をもっと快適に！

一人で悩まずに、身近な問題を近隣のマンション住民と一緒に考えましょう。

▽日時　7月30日㈯午後1時

▽場所　市役所西第1・2会議室

▽対象　分譲マンションにお住まいの方

▽定員　70人（申し込み先着順）

▽内容　①第1部「グループ相談会」＝多摩市住宅アドバイザー（マンション管理士等）に身近な問題相談と参加者の情報交換会②第2部「個別相談会」＝前半のグループ相談から、テーマごとに小グループ化しての個別相談会

▽申込・問合せ　住宅課☎（338）6817、FAX（337）7660、Eメール（jutaku@city.tama.tokyo.jp）

～市民提案型まちづくり事業補助対象事業～「私達はどこからきて、どこへ行くのか―2005」第3回　民謡文化から見た私たちとニュータウン

▽日時　7月30日㈯午後2時～3時30分

▽場所　永山福祉亭（永山4－2－3永山名店街内）

▽費用　300円（資料・飲み物代）

▽講師　関利夫氏（多摩市民謡連盟会長）

▽問合せ　NPO福祉亭☎（374）3201

東京都及び全国戦没者追悼式のお知らせ

8月15日㈪開催の東京都及び全国戦没者追悼式への参列を東京都に応募した方は、8月8日㈪までに多摩市遺族会へご連絡ください。

なお、会場へは借上バスを利用しますので、ご希望の方は、併せてお申し出ください。

▽問合せ　多摩市遺族会☎（374）1350

いきいきトピックス

森久保礼王君（右）

わんぱく相撲全国大会出場！

7月31日㈰に両国国技館で開催される「わんぱく相撲全国大会」に、多摩市在住の森久保礼王君（永山小5年）、田中郁也君（連光寺小4年）が出場します。

現在、2人は大会に向けて、国士舘大学の相撲道場で同大学相撲部コーチの指導を受け、練習に励んでいます。

全国大会での活躍に期待しましょう。